

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の一部変更（素案）に  
お寄せいただいた御意見及び県の考え方（パブリックコメント）

- 県民意見の募集期間：令和6年6月7日（金）から令和6年7月8日（月）
- 県民意見の募集：1名（18件）

番号	ページ	御意見等	県の考え方（案）
1		大量出没はひとつの現象で、根底にはクマの個体数の増大があるのではないかと。生態調査の決定的遅れが、さまざまな対応の足かせになっていないか。計画に出てくるさまざまな言葉の定義も含め、「科学的に」と言うとき、その根幹が足りていないのではないかと。	ツキノワグマの生息状況調査を進めるなど、引き続き科学的分析に努めてまいります。

<今回の一部変更以外の部分への御意見>

番号	ページ	御意見等	県の考え方（案）
1	1	インバウンドの増加による観光信州における安全確保の視点が必要ではないかと。	外国語による注意喚起について検討してまいります。
2	4	目撃、痕跡情報、被害状況及び捕獲情報による生息分布の対象年度（H23、H27、R2）の選定理由。	県が実施した、生息状況調査の対象年度になります。
3	5	生息数の裏付けは、限られた学術的調査と自治体からの目撃情報に拠っている。生息数のモニタリング手法は、今後の課題としているが、その課題の解決方向は計画に示されていない。	生息状況調査の方法について、県研究機関とともに検討してまいります。
4	6	大量出没年の定義が不明。P10③からは1000件以上の目撃情報があった年に見える。	大量出没年は、秋以降の堅果類の凶作により、里地への出没が8月以降も増加した年としています。
5	7	図3.4は大量出没年を除けば、年々目撃も被害も増加傾向。	御意見のとおりです。
6	8	図7の推定生息数の中央値は、明らかに増加している。計画は生息数の上限を設定しているのか不明。	長野県では、生息数の上限は設定しておりません。
7	9	図8では、長野県の放獣頭数が全国の50%程度に見える。生活の安全と生息数をどこまで確保するかとの関係性が問われているのではないかと。	県では生息環境対策、被害防除対策及び個体の管理を進め、人とクマとの緊張感ある共存関係の再構築を計画の目標としています。
8	10	図10は図3と同様、大量出没年を除けば、件数は増加傾向で、推定生息数の増加と整合性があるのでは。	推定生息数との因果関係は今後分析してまいります。
9	10	里地での事故件数が山中での件数を上回っているのは、図10からでは、H18、H23、R2で、R1は入らない。	R1データに誤りがありましたので、図10グラフを修正いたします。

番号	ページ	御意見等	県の考え方(案)
10	10	③里地と山林内という区分が不明。山間地では集落の人家に近くても山林内の目撃になっている場合が多いのではないかと。排除地域、防除、緩衝地域の概念との整合性必要。	森林外を里地としております。そのため、里地は排除地域と防除地域、山林内は緩衝地域、主要生息地域として区分しております。
11	12	農業被害額の減少傾向についてはサル対策でも記述されるが、この被害額は自治体が各農家からのアンケート調査を積み上げた数字と聞く。最近、農家の減少や、高齢化などでアンケートの回収が減っていることや、耕作面積が減っていることなど、被害額の減少要因は別にあるのではないかと。その点の検討はされた上での記述か。	御意見の減少要因もありますが、電気柵などの防除対策の進展が大きな要因として記述しています。
12	13	この5つの目標の現状は、①、②、③において、上述したようにいずれも10数年間の傾向は増加傾向に見える。④、⑤についてはデータが不明。計画によくある目標の数値化はしないのか。	いただいた御意見は、今後のクマ対策及び計画策定の参考にさせていただきます。
13	14	「互いを尊重し合う」ことで、山間地から居を移さざるを得ない人たちがいる。支配でなく、そこで生きるための方策が求められているが、計画は一律的で、そこには答えていないのではないかと。市街地は生活圏で山間地は生活圏では無いような考えが見え隠れする。	山間地であっても人の生活域と考えております。
14	21	山間地の通学での保護者の送迎は常態化している。出没时间だけの対応ではなく、いつ出てもおかしくないなか、常に送迎をし、生活を困難にしている実態に目を向けるべき。	出没时间や遭遇リスクを下げる取組について、専門家の助言を得ながら、市町村と連携して必要な対策を進めてまいります。
15	21	県内の専門家的人数不明。最近では静岡あたりから来ていただいている方もいるが増加する対応に間に合っているか、対応の体制仕組みの記述を。	引き続き、専門家の確保に努めてまいります。
16	27	山間地域では、里地と山林、集落などの範囲が区別しにくい。そのため排除地域をその都度検討しなくてはならない。 各自治体で予め、排除地域、緩衝・防除地域を区分したマップを作成し、表6-2のような出没时间への対応をわかりやすくすべきではないかと。	マップの作成を含め、引き続き、市町村と連携し、ゾーニング管理計画の導入を進めてまいります。
17	31	排除地域を明確にして、その地域では「錯誤捕獲」という状態をなくせないかと。クマの「錯誤捕獲」回避するため、サルにくくりワナが使えないと説明されている。サル対策のうちでも「錯誤捕獲」の範囲を区分すべきではないかと。	誤って許可を受けた獣種以外が捕獲された状態を錯誤捕獲としています。